公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和８年３月４日

収支等命令者
佐賀県政策部
広報広聴課長　金子　暖

１　競争入札に付する事項

（１）事業名　　令和８年度佐賀県ホームページへの有料バナー広告掲載
（２）仕様等　　入札説明書及び仕様書による
（３）履行期間　　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで
（４）履行場所　　佐賀県佐賀市城内一丁目１番 59 号

２　入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（３）開札の日の６カ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
（４）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
（５）同種業務の実績があり、仕様書に明記した業務が履行可能であること。
（６）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3　入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、下記の関係書類を令和８年３月 10 日（火）正午（必着）までに担当課へ持参又は郵送してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

（１）提出書類

入札参加資格確認申請書、営業概要書、同種業務の履行実績調書、誓約書

（２）担当課

郵便番号 840－8570　佐賀県佐賀市城内一丁目１番 59 号
佐賀県 政策部 広報広聴課　広報担当
電話　0952（25）7219

4　入札参加資格の確認

３で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和８年３月 12 日（木）までに通知する予定です。

5　入札書の提出場所等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

３の担当課に同じ。

（２）入札説明書の交付方法

令和８年３月４日（水）から３月 16 日（月）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第１条に規定する休日を除く。）の８時 30 分から 17 時 00 分までの間、上記（１）において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

（３）入札説明会

実施しません。

（４）入札及び開札の日時並びに場所

ア　日時　　令和８年３月 16 日（月）15 時 00 分
イ　場所　　佐賀県佐賀市城内一丁目１番 59 号
　　佐賀県庁新館 11 階　113 号会議室
ウ　入札方法　　入札者の直接持参による入札とする。

（５）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6　その他

（１）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

(ｱ) 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の５以上に相当する金額を納付してください。

(ｲ) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第１項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

a 国債又は地方債　額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

b 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債　額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の８以内で換算して得た金額

c 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手　券面金額

d 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から１カ月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

e 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額

f 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額

g 公有財産売却システムを管理する事業者の保証　その保証する金額

(ｳ) 次の各号に掲げる者は、入札保証金の納付が免除されます。

a 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者

b 令第 167 条の５第１項及び令第 167 条の 11 第２項の規定により知事が定める資格を有する者による競争に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

c 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体（第 115 条において「国、地方公共団体等」という。）との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、そのものが当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

イ　契約保証金

(ｱ) 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。

(ｲ) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記アの(ｲ)の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ｳ) 次の各号のいづれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

a 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

b 令第 167 条の５第１項及び令第 167 条の 11 第２項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

c 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、そのものが当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

d 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき

e 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては､入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

（３）次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア　参加する資格のない者

イ　当該競争について不正行為を行った者

ウ　入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ　保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

オ　１人で２以上の入札をした者

カ　代理人でその資格のない者

キ　上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（５）落札者の決定方法

ア　予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ　予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ　地方自治法施行令第 167 条の８第４項により、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行います。また、入札は再入札を含め、３回を限度とし、３回目の入札においても落札者がない場合は、最後の入札をした者のうち、最高の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができるものとします。

（６）問い合わせ先

佐賀県 政策部 広報広聴課　広報担当　電話 0952（25）7219

この公告に掲げる入札は令和８年２月県議会において、当該業務の予算が成立しない場合は、契約を締結しません。この場合はホームページに公告します。